

第2部 施策の展開

第1章 誰もが相談できる支援体制の強化・充実 ■■■■■■ (重点施策1)

基本施策:1 総合相談窓口の設置

【現状と課題】

複合的な課題を抱える世帯、制度の狭間に置かれた人等が増加傾向にあり、複雑化・多様化する課題は個々の相談窓口だけでは対応しきれない状況が生まれ、サービスにつながるまでに時間がかかってしまう状況が見られています。

そのため、何でも相談できる所、ワンストップサービス(断らない相談支援)に対するニーズが高く、その対応が課題となっています。

【施策の方向】

福祉に関する(高齢・障がい・生活困窮・成年後見を含めた)相談窓口の一本化を図り、それぞれの関係機関との連携を強化し、対象者を限定しないワンストップでの相談支援体制(断らない相談支援)の推進に努めます。

住民に相談窓口の周知を図るため、町広報誌、社協広報誌、地域包括支援センター情報誌、ホームページ等を活用した効果的な情報発信に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
ワンストップ(総合)相談窓口設置に向けた検討	検討	設置				行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
相談窓口の周知(町・社協広報誌等の活用)	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
関係機関(行政等)との連携強化	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会

基本施策:2 地域包括支援センターの強化・充実

【現状と課題】

地域包括支援センターは、高齢者、障がい者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域共生ケア会議の運営等を主な業務とし、地域包括ケアシステムの深化へ向けた中核的な役割や断らない相談機関としての役割も求められており、その人員体制の強化は必須となっています。現在、檜葉町地域包括支援センターの職員数は3名ですが、機能強化に伴い、さらなる人員増が必要となっております。

【施策の方向】

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮、成年後見など福祉に関する様々な課題に総合的に対応できる総合相談窓口の設置に向けて、地域包括支援センターの人員体制の強化に努めます。

また、住み慣れた地域での暮らしを支えるため、子ども、生活困窮者等の課題まで相談できる体制を確立します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
地域包括支援センター人員体制の強化	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
相談範囲の拡大と総合相談窓口体制の確立	検討					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター

基本施策:3 相談支援事業所等の強化・充実

【現状と課題】

障がい福祉サービスの支給を受けている人や介護保険の認定(要介護・要支援)を受けている人が、地域で生活する際に必要となる様々なサービス等を上手に活用するために、サービス利用計画が必要になります。サービス利用計画は、相談支援事業所、居宅介護支援事業所が作成することができますが、檜葉町では要介護者が増加しているものの、ケアマネージャーの確保が困難な状況にあります。

また、受付から相談支援が途切れることなく、当事者本人やご家族等からの生活全般のニーズに対するきめ細やかな相談対応が求められています。

【施策の方向】

双葉郡内広域で取り組む相談支援事業については、より一層の相談支援体制の整備が求められており、平成30年度には双葉地方地域自立支援協議会に相談支援体制検討委員会が立ち上がりました。

双葉郡8町村で事業内容の整理、双葉地方地域自立支援協議会等を活用した相談支援の研修会の開催、檜葉町地域共生ケア会議等への積極的参加に努めます。

檜葉町においては、地域共生ケア会議を積極的に開催し、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター等と他機関連携を図っており、今後も複合的課題の事例に対応できるよう、連携強化に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
相談支援体制の構築と委託相談の強化	継続					行政(住民福祉課) 双葉地方地域自立支援協議会 基幹相談支援センター 相談支援事業所
他機関との連携体制の強化	継続					行政(住民福祉課) 双葉地方地域自立支援協議会 基幹相談支援センター 地域包括支援センター 相談支援事業所
障がい者相談窓口の周知	継続					行政(住民福祉課) 双葉地方地域自立支援協議会 基幹相談支援センター 相談支援事業所
居宅介護支援事業所の強化(人員体制等)	継続					社会福祉協議会

第2章 誰もが支援を選択し、利用できる支援体制の強化 ■■ (重点施策: 2)

基本施策:4 地域共生ケア会議の強化・充実

【現状と課題】

地域共生ケア会議は、住民の総合的なケアに資するため、高齢者及び障がい者（児）のケア会議を一体的に運用し、定例開催する地域共生ケア会議と、随時開催するケースケア会議で構成されています。

複合的な課題を抱えるケースが増加、世帯支援も増加傾向となり、高齢者の抱える課題のみならず、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野からなる世帯全体を支援していくことが求められています。

近年、働き方改革や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インターネット回線を利用してオンライン上で会議を行うスタイルが導入され始め、檜葉町の地域共生ケア会議でも導入・活用が必要となっています。

【施策の方向】

地域共生ケア会議では、事例検討を通じた地域課題の抽出及び把握から、政策形成につなげる役割とともに、ケアを行う上での情報の共有及び技術の向上を図る場としての役割を担います。

ケースケア（個別）会議は、高齢者・障がい者に限らず、子ども・生活困窮者に関するケースについても、援助方針を検討、整理する協議の場として活用し、地域課題を抽出する役割を担います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、遠隔地からの参加促進を図るため、リモート会議のための機材等の整備に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
地域共生ケア会議の強化・充実	継続	➡				行政（住民福祉課） 地域包括支援センター

基本施策:5 障がい児支援体制の整備

【現状と課題】

障がい児が身近なところで一貫した療養・訓練・教育・社会的自立等の支援を受けられるようにするために、医療や就労等の関連領域との連携による総合的な対策を推進することが必要です。

現在、双葉郡内には障がい児通所施設がなく、近隣の市町村にある施設を利用しています。しかし、住まいの身近な地域での支援体制と移動体制の確保や希望する利用日数の確保が困難といった課題があげられており、身近な地域で利用できる通所系施設が求められています。

【施策の方向】

障がいを持つ子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず地域の中で見守られ、心身の健やかな発達が促されるよう、個々のニーズに応じた多様な子育て環境や障がい児の家族を含めた支援体制の整備を保健、教育、子育て、福祉が連携して行っていきます。

障がい児通所施設等の整備については、双葉地方地域自立支援協議会等を活用し、広域での整備を検討していきます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
障がい児通所施設等の整備(広域での整備)	検討					行政(住民福祉課) 双葉地方地域自立支援協議会
障がい児の相談支援体制の整備	継続					行政(住民福祉課) 相談支援事業所
保健・医療・福祉・教育機関との連携	継続					行政(住民福祉課)
放課後等の居場所づくり(日中一時支援事業や児童館の活用)	継続					行政(住民福祉課) 行政(教育総務課) NPO法人シェルパ 社会福祉協議会

基本施策:6 権利擁護の推進

【現状と課題】

子どもや高齢者、障がい者、またそれらを含む家庭内において、権利擁護の基本である「誰もが安心して暮らし続けられる」権利を侵害する虐待・DVの予防・防止対策を図ることが必要になっています。

令和元年9月の「成年後見制度に関する実態把握調査」では、成年後見制度の利用者が33人、今後制度の利用の検討を要する要支援者は64人となっています。しかし、檜葉町内には成年後見人として活動する弁護士や司法書士、社会福祉士等がないため、後見業務を担う受け皿作り(社会福祉法人による後見事業や市民後見人の養成)が課題となっています。

障がいや高齢により判断能力が低下したことにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが課題となっており、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

【施策の方向】

住民に対し広く虐待予防の啓発を行うとともに、各支援機関との連携を強化し、適切な支援方法、見守りを強化していきます。

障がいや高齢により判断機能が低下した人の権利擁護支援に関しては、地域連携ネットワークを活用し、成年後見制度、日常生活自立支援事業や、生活困窮者自立相談支援事業の利用支援を行政や権利擁護支援センターと連携して対応します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
権利擁護支援センターの体制整備と強化	継続					行政(住民福祉課) 権利擁護支援センター
子ども、高齢者、障がい者虐待防止の強化	検討					行政(住民福祉課) 権利擁護支援センター 地域包括支援センター
成年後見制度の周知・普及、利用促進	継続					行政(住民福祉課) 権利擁護支援センター 地域包括支援センター 社会福祉協議会
法人後見事業の検討・実施	検討	実施				行政(住民福祉課) 社会福祉協議会

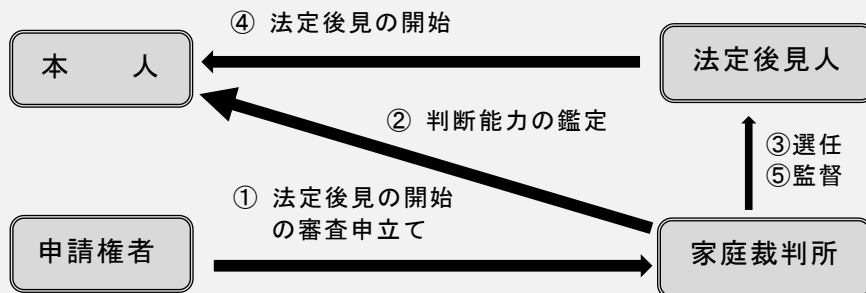
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
日常生活自立支援事業の推進	継続					社会福祉協議会
地域連携ネットワークの活用	継続					行政(住民福祉課) 権利擁護支援センター 地域包括支援センター

【日常生活自立支援事業と成年後見制度について】

- 日常生活自立支援事業は、契約ができる程度に判断能力が低下した利用者との契約により、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理を補佐する事業です。
- 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や契約等を支援する制度です。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対象	判断能力の不十分な人 (契約できる程度)	判断能力の低下した人
補助者	専門員、担当職員、生活支援員(社会福祉協議会)	後見人、補佐人、補助人(弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉法人等)
相談窓口	地域包括支援センター 社会福祉協議会	家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、権利擁護支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等

【成年後見制度の流れ】



基本施策:7 在宅生活を支えるサービスの充実

【現状と課題】

檜葉町では、東日本大震災や原発事故の避難により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、核家族化や少子化、共働き世帯の増加等、ライフスタイルの多様化により、家族や親族内における介護の担い手が減少し、老々介護といった問題が生じています。

的確な在宅サービスが受けられるように、在宅サービスを基調とした福祉システムを構築することが重要な課題となっています。そのため、NPOや民間企業、住民ボランティア等の多様な主体による在宅サービス等の充実とその担い手の確保に努める必要があります。

在宅サービスを実施している町内の機関としては、高齢者関係はリリー園、社会福祉協議会、障がい者関係は希望の杜福祉会、NPO法人シェルパ等ですが、職員が不足している事業所があり、福祉人材の確保・育成が課題となっています。

【施策の方向】

高齢者や障がい者等が可能な限り在宅生活を続けられるよう、配食サービスなどの町独自の在宅福祉サービスの事業拡充を図るとともに、介護保険サービスや障がい者サービスの提供体制を充実させ、これらの方々の日常生活上の支援を強化します。

また、家族介護者の負担軽減を図り、家族介護者が心と身体の健康を保ちながら在宅介護を継続できるよう支援します。さらに、有償ボランティア等による生活支援サービスを検討します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
居宅サービスの充実・強化	継続					行政(住民福祉課) 福祉事業者 社会福祉協議会
在宅福祉サービスの事業拡充(メニューの拡充等)	継続					行政(住民福祉課) 社会福祉協議会
有償ボランティアの検討・導入(家事支援・移動手段等)	検討	導入				行政(住民福祉課) 社会福祉協議会

基本施策:8 福祉施設等の多目的活用の構築

【現状と課題】

檜葉町内の社会資源には限りがあり、高齢者の通所施設は1か所のみで、障がい者の通所施設はありません。福祉サービス等の提供体制にも脱「縦割り」が必要になっており、町内の福祉施設の多目的活用が求められています。

の

【施策の方向】

福祉サービス(高齢・障がい)を限られた資源で有効に提供できるように、福祉施設の多目的活用を検討します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
福祉施設の多目的活用を検討(検討会)	検討					行政(住民福祉課) 福祉事業所 地域包括支援センター 社会福祉協議会

基本施策:9 介護予防・健康づくりの充実・推進

【現状と課題】

高齢者の増加に伴い、今後も要支援者や要介護者が増える傾向にあります。震災前、老人クラブ連合会が実施していた「生きがい推進教室等」の活動により、高齢者の生きがい・健康づくりが促進されていましたが、震災後は活動が縮小しています。こうしたことから、要介護状態にならないための介護予防に力を入れる必要があります。

高齢者や障がい者が、身近な地域の中で孤立することなく人とのつながりを保ち、継続的に介護予防や健康づくりに取り組むことができ、個々の健康状態、関心に応じて参加できる地域づくりが望まれています。また、一人ひとりが、生きがい・やりがいや役割をもって多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制の構築が課題となっています。

障がい者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、生活の基礎となる健康の保持・増進が図られることが重要です。そのため、健康づくりの場やシステムの確立が課題となっています。

【施策の方向】

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型・訪問型・通所A型等)をより一層充実し、活動的で継続的な通いの場としての介護予防サービスを展開します。また、生活支援相談員が行っている地域交流サロンや老人クラブ活動等の充実を図り、高齢者や障がい者の生きがい・居場所づくりにも努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
介護予防・日常生活支援総合事業の強化	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
自立支援と重度化を防止した健康管理と体力づくり	継続					行政(住民福祉課) 社会福祉協議会
老人クラブ活動の充実	継続					老人クラブ連合会

基本施策:10 認知症に関する支援体制の強化

【現状と課題】

認知症は、早期発見・早期治療によって、症状の進行・悪化を大きく抑制できる可能性が示唆されていますが、対象者を早期に発見していくことが難しく、症状が進行、悪化してしまうと買い物や移動、趣味活動などに困難が生じ、様々な場面で外出や交流の機会が減り、孤立しがちになるという実態があります。

「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが必要であると示されています。

このことから、施策の実施とその立案及び推進にあたっては、認知症本人やその家族の意見を踏まえていくことが重要です。また、地域住民や郵便局、銀行、スーパー等小売店との連携に努め、異変があった場合に連絡してもらい取り組みが課題となっています。

【施策の方向】

認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症への理解の促進や地域での見守り体制の強化を図るなど、認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるように、認知症関連施策を推進します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
認知症の知識の普及(出前講座等)	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座の開催	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター
介護者支援の充実(サロン、相談体制等)	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
徘徊高齢者の見守りネットワークの継続	継続					住民 関係機関(郵便局等) 行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会

第3章 誰もが活動・参加できる機会の充実 ■■■■■■■■■■ (重点施策:3)

基本施策:11 ワーキンググループの発展的活用

【現状と課題】

高齢者・障がい者の活躍・就労できる場づくり、ボランティア活動等、様々なテーマでワーキンググループを開催していますが、ワーキンググループでの議論の結果を有効に施策に結び付けられるようにしていくことが課題となっています。

【施策の方向】

ワーキンググループの運用を充実させ、具体的な支援体制を構築します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
ワーキンググループの効果的運用						行政(住民福祉課) 地域包括支援センター
	継続					

基本施策:12 就労の場づくりと開拓

【現状と課題】

誰もが地域で自立して生活することができるようにするためには、高齢者や障がい者などの一般就労が困難な人に対しても、社会の一員として社会参加できる場所を提供する必要があります。そのため、シルバー人材センターや就労支援センター、ハローワーク等と連携し、就労訓練や作業内容の拡充、就労先の開拓が求められています。

また、「檜葉町地域福祉活動計画」策定に伴うアンケート調査によると、障がい者に優しい社会をつくるために大切なこととして、「職業訓練、就職あっせん、雇用・就労の場を確保する」が42.0%と多くなっています。

【施策の方向】

これまで培ってきた経験や能力が地域で発揮できる場として、また、元気な高齢者が地域のために活躍できる場として、高齢者の就労環境づくりに努めます。

障がいのある人の社会的・経済的・精神的な自立を促進し、地域での生活が営めるよう、障がい者の就労への支援や、就労先の開拓をすすめる、企業等の受け入れ先の開拓を図ります。

教育機関との連携の仕組みづくりも検討し、特別支援学校等に通う生徒の将来を見据え、職業体験などの場を提供するため検討を図ります。また、障がい者の就労を活性化するため、ワーキンググループや懇話会等の充実に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
高齢者の就労環境の充実	継続					シルバー人材センター 関係機関
就労定着支援体制の充実(働く場と作業の開拓等)	継続					行政(住民福祉課) 希望の杜福祉会 ならはみらい 企業
自立訓練(生活訓練)の検討	検討					行政(住民福祉課) 福祉事業所
教育機関(特別支援学校等)、企業等との連携	検討					行政(住民福祉課) 行政(教育総務課) ならはみらい 関係機関

基本施策:13 誰もが参加しやすい集いの場の推進

【現状と課題】

平成 27 年 9 月に住民の帰町が始まり、以後、子ども、高齢者、障がい者等、多世代が交流し活動できる拠点として「地域共生拠点」を推進してきました。

地域共生拠点としての「あおぞらこども園」や「まなび館」が、園児・児童の増加に伴い施設利用ができなくなっていくことから、高齢者や障がい者、若い世代などの多世代交流のできる新たな拠点整備の検討が必要になっています。

また、行政区ごとに行われている地域ミニデイは、少しずつ開催する地区が増えてきていますが、震災前には活発に行われていた婦人会や地区単位の老人クラブの活動は震災による避難、会員の高齢化や減少等により、以前のような活動ができなくなっています。

【施策の方向】

地域共生社会の実現に向けて、誰もが参加しやすい機会、場所を検討し、生きがいづくりや社会参加できる環境づくりに努めます。また、震災前に整備されていた地域活動支援センターの再整備については広域的な設置を視野に検討していきます。

婦人会・老人クラブ活動については、引き続き広報活動を行い、会員の加入促進や活動の支援に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
地域ミニデイの推進	継続					住民 行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
地域共生拠点の整備	検討					行政(住民福祉課) ならはみらい 福祉事業所
広域での地域活動支援センターの再整備	検討					行政(住民福祉課) 広域(双葉地方自立支援協議会)
婦人会や老人クラブ活動の広報・活動支援	継続					婦人会 老人クラブ連合会 社会福祉協議会

基本施策:14 福祉教育の推進

【現状と課題】

住民の一人ひとりが地域への愛着や関心、やりがいを持って地域の様々な福祉活動に参加し、継続的に取り組むことにより、「ともに助け合い・支え合い」が地域に生まれます。中でも、次世代を担う青少年が福祉の心を育み、いつまでも持ち続けるためには、福祉のことをより身近に感じる事が大切です。

このような状況に対応できる人材を育成するためには、日頃の福祉活動や学習の機会を通じて、福祉への理解、知識や技術などを高めていくことが必要で、サマーショートボランティアスクールなどが実施されています。

地域福祉活動が一層充実するためには、受講者が、地域の福祉活動に参加・協力することが望まれています。そのためには、地域福祉活動の担い手の確保やリーダーの育成に向けた人材育成に取り組む必要があります。

【サマーショートボランティアスクール】

○毎年、町内の小・中学生を対象に夏休みを利用してボランティア活動を体験し、自分たちが住む地域社会の福祉の現状や問題への理解と、今後の積極的なボランティア活動への参加を促すことを目的に「サマーショートボランティアスクール」を開催してきました。

【施策の方向】

地域での助け合いの大切さが感じられるよう、教育機関や地域住民と連携し、地域活動団体、福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障がいのある人への理解の促進、福祉人材育成のため、福祉教育と人材育成を推進します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
学校における福祉教育の推進	継続					行政(住民福祉課) 行政(教育総務課) 社会福祉協議会
サマーショートボランティアスクール等の再構築	継続					社会福祉協議会
世代間の交流を深める体験の場の提供	継続					行政(住民福祉課) 社会福祉協議会

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
体験プログラム (高齢者施設、障がい児・者施設) の実施	継続					行政(住民福祉課) 社会福祉協議会
福祉人材の発掘と育成	継続					福祉事業者 社会福祉協議会

基本施策:15 ボランティア活動の推進・強化

【現状と課題】

檜葉町でも、ボランティアグループ等の様々な住民活動は、地域福祉の推進にとって大きな支えとなり、確実な広がりを見せています。しかし、少子高齢化の進行や地域での助け合い・支え合いの必要性の高まりなどにより、ボランティアの担い手不足や高齢化等が顕著になっています。また、福祉の課題も多岐にわたっており、ボランティア同士の連携の必要性も高まっています。

檜葉町社会福祉協議会ではボランティアセンターを開設し、ボランティア活動の総合的な窓口として地域ニーズの把握、情報提供、育成支援などを実施し、地域の「福祉力」の向上を目指しています。しかし、日常生活支援や子育て支援、高齢者支援に対するニーズは、家事援助、移動支援、子供や高齢者の預かり、安否確認の声掛け、傾聴など多様化しており、身近な地域で提供される必要のあるサービスなど、従来の行政サービスや住民活動だけでは、きめ細かな対応が難しくなっています。

「檜葉町地域福祉活動計画」策定に伴うアンケート調査によると、高齢者の生活で必要なこととして、「隣近所での見守りや声掛け」が62.2%と最も多くなっています。そのため、見守りが必要な人が孤立することがないように、見守り体制の構築が課題となっています。

【ボランティアセンター事業】

○住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の育成・援助を行い、地域福祉の向上・発展を推進し、活動を希望する方や希望される方の相談や講座、研修会などを行う事業。

【施策の方向】

ボランティア活動に意欲のある住民、団体などのボランティア登録を促進し、情報交換を積極的に実施し、ボランティアセンター機能の充実に努めます。

ボランティアセンターを中心にボランティアを取り扱う関係機関と連携し、ボランティア登録者及び活動の活性化を図ります。また、震災前に行われていた子育て支援を目的とした「ファミリーサポートセンター」の再開も検討します。

見守りが必要な人に対し、地域の協力を得ながら日常的な見守り活動の充実に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
ボランティアセンターの機能強化	継続					社会福祉協議会
ボランティア養成講座・研修会の充実	継続					社会福祉協議会
ファミリーサポートセンターの再開	検討	再開				住民 行政(住民福祉課) 社会福祉協議会
ボランティアの育成支援	継続					社会福祉協議会
高齢者等の見守り体制の充実	継続					住民 行政(住民福祉課) 関係機関 社会福祉協議会

第4章 つながりが持てる地域づくり

(重点施策:4)

基本施策:16 地域包括ケアシステムの深化

【現状と課題】

「地域包括ケアシステム」とは、住民のニーズに応じた住宅が提供されること(住まい)を基本とした上で、各自による健康維持や介護予防(予防)、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するためのサービス(生活支援)、介護保険サービス(介護)、在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療(医療)の5つを一体的に提供していくことです。

子どもから高齢者、障がい者も自分らしく地域で暮らし続けられるために、支え合いの地域づくりについての意識を幅広く普及していくことを継続する必要があります。

【施策の方向】

住民が「まじわる・つながる・支え合う」地域づくりをテーマに檜葉町のこれからの共に考える地域包括ケアシステム構築シンポジウムの開催(ならばコミュニティコレクション)を継続して実施します。

地域の課題を掘り起こし、課題解決に向けて住民が思いを伝え合い、これからの檜葉町を話し合う協議の場を設置し、生活の支援体制づくりに取り組みます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
地域包括ケアシンポジウムの開催	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
住民と協議・活動する機会の検討	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 基幹相談支援センター 相談支援事業所 住民 社会福祉協議会
推進協議会の効率的な活用(定期的開催等)	継続					行政(住民福祉課)

【地域包括ケアシステム】

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- ・今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- ・人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

(厚労省：地域包括化研究会報告書、平成28年3月)

基本施策:17 在宅医療と介護福祉の連携の推進

【現状と課題】

医療と介護福祉の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるため、在宅医療と介護福祉が連携して提供する仕組みを構築し、在宅生活を充実させるため医療関係機関と連携し、在宅生活の支援体制を構築していく必要があります。

高齢者等の中には、物忘れや認知症の進行等により、服薬の自己管理が出来ない人もおり、薬剤師による服薬管理指導やヘルパー等による服薬支援が必要となっています。

【施策の方向】

地域における医療・介護福祉の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療介護福祉を提供できるように連携を図ります。

また、ケアマネージャー・相談支援専門員及び医療関係機関との連携を強化し、支援内容(ケアプラン等)の向上に努め、在宅での服薬支援についても薬剤師等の関係機関と連携して支援していきます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
在宅医療と介護福祉の充実(医療機関、福祉関係機関との連携)	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
退院調整ルールの推進	継続					行政(住民福祉課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会
在宅での服薬支援(服薬管理指導、薬剤師の出前講座等)	継続					行政(住民福祉課) ならは薬局 NPO 法人シェルパ 地域包括支援センター 社会福祉協議会

基本施策:18 支え合い活動(見守り)の創出

【現状と課題】

地域住民が自主的に行う見守り活動は、子どもへの事故防止や犯罪の抑止効果、高齢者の安否確認など、様々な役割を担っています。地域の人がお互いを知り、信頼関係を築くことができる「声かけや見守り」は大切な取り組みの一つであり、日常の困りごとを助け合ったり、支援が必要な人を支えたりする地域活動の土台となるものです。

震災による避難により世帯分離が進み、独居高齢者や高齢者世帯が急増し、地域のつながりが希薄化した結果、社会的孤立のリスクが高まってきています。民生児童委員や生活支援相談員による見守り訪問、一部の単位老人クラブによる会員相互の友愛訪問、行政区が行う地域での様々な活動等がありますが、震災前の状態には戻っておらず、更なるコミュニティの再構築を図る必要があります。

また、障がい者、ご家族等の「手をつなぐ親の会」も休止中となっており、つながりの再構築が必要となっております。

【施策の方向】

民生児童委員や生活支援相談員による巡回訪問を継続しつつ、住民同士の支え合い活動にも着目し、地域づくりを行っていきます。

また、地域で暮らす住民を支えるための関係機関とのネットワークの強化に努めます。併せて、休止中の親の会など、障がいのある人、家族同士の支え合いの活動についても支援していきます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
民生児童委員や生活支援相談員などによる見守りの推進	継続					行政(住民福祉課) 民生児童委員協議会 社会福祉協議会
近隣の方による見守り体制(行政区活動等)への支援	継続					住民 老人クラブ連合会 行政(住民福祉課) 関係機関 社会福祉協議会
手をつなぐ親の会(障がい児等)活動の支援	継続					行政(住民福祉課) 相談支援事業所 社会福祉協議会

基本施策:19 支え合い地域づくり推進機能の仕組みづくり

【現状と課題】

各地区で行政区と協働しながら、住民と一緒に地域づくりをしていくことが必要であり、地域づくりの関心を高め住民相互に活動できる体制を整備していくことが求められています。

現在、生活支援コーディネーターとボランティアコーディネーターが兼任で1人配置されています。将来的には各専任体制の確立が課題となっています。

【施策の方向】

生活支援コーディネーターを中心としてボランティア活動や就労の場の創出等、地域の活性化を図る地域づくり推進機能の整備・体制を実施していきます。

【生活支援コーディネーター】

- 国は今、高齢者が住み慣れた土地で暮らし続けられる仕組み＝「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。「生活支援コーディネーター」は、「協議体」という組織と同時に設置が進められており、このケアシステムの構築において重要な役割を担っています。
- 生活支援コーディネーターの仕事は、地域の高齢者一人ひとりの悩みや希望に合わせて提案を行い、自宅を離れることなく生活し続けられるようにすること。そして「協議体」は、行政機関やNPOなど、地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルを集めた組織で、コーディネーターの活動を補完します。
- 生活支援コーディネーターは、実際に自分が利用者を介助するのではなく、地域高齢者のニーズを把握し、それに応える支援策とのマッチングを行います。特徴は、既存の制度的なサービスだけでなく、住民同士の支えあいなどインフォーマルな取組みも積極的に取り入れていくこと。
- 別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域住民が主体となって問題を解決できるように、老人クラブや自治会、近隣のボランティアなどを巻き込んで活動します。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
住民と地域づくりを取り組む体制の整備（施設・体制整備）	継続				➔	行政（住民福祉課） 行政区 老人クラブ 地域包括支援センター 社会福祉協議会

基本施策:20 災害対策に係る体制整備

【現状と課題】

近年、地震や台風、集中豪雨などが多く発生していることから、自力で迅速な避難行動をとることが困難な人(避難行動要支援者)に対する災害時における支援の必要性が高まっています。また、被災者が多く集まる避難所等では、衛生環境の悪化も問題となっております。

檜葉町では、「檜葉町地域防災計画」を作成し、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、自力では避難が難しい障がい者や独居高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時等における安否確認や情報提供などが迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図るとともに、防災への意識の向上も推進課題となっております。

【避難行動要支援者】

- 高齢者や障がい者で自ら避難できない人が該当します。
- 町では、避難行動要支援者のうち、同意の上、申請のあった人の名簿を作成し、毎年、地域の関係機関等と情報共有しています。
- 要支援者毎に「避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)書」を作成しています。

【個人情報保護法】

- 災害対策上、個人情報迅速な救済措置を講じる上で必要なものですが、個人情報保護法により、情報の漏洩や不正な扱いに対応できるようになった反面、個人情報保護による地域社会への情報の伝達の滞りが課題となっております。
- 町では、災害時要支援者に対応するために、行政、自主防災組織、民生・児童委員が相互に連携を図り、個人の同意のもとに災害時要支援者名簿を作成しています。

【施策の方向】

災害発生時に備え、支援が必要と思われる人へ「避難行動要支援者名簿」への登録を働きかけるとともに、関係機関との連携を図り、情報収集に努めます。また、避難行動要支援者に対し、見守りや声かけができる基盤づくりを住民、支援者、各種団体などと連携して実施していきます。

災害発生時における社会福祉協議会の役割、職員動員等を明らかにし、被災住民の迅速かつ円滑な災害復旧を支援するため、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の充実に努めます。

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	【備考/主担当】
避難行動要支援者名簿の整備	継続					行政(住民福祉課) 民生児童委員協議会 地域包括支援センター 社会福祉協議会
災害ボランティアセンター運営マニュアルの充実	継続					社会福祉協議会
災害発生時の支援・応援体制の構築	継続					行政(くらし安全対策課) 行政(住民福祉課) 消防団 福祉関係機関 社会福祉協議会
災害時における感染症対策の徹底(対応方針整備、周知等)	継続					行政(住民福祉課) 福祉関係機関 社会福祉協議会

